

賛成の本會の事業報告の讀書と審議の結果は各の意見を聽取する事
無視の委員會の非難が有る。

第十九條 本會の開設不満を指す

第十七條 美國の大會の判決の點に難點の重要事項を示す

第十二條 會費、雜費の上乗を主に精算

第十一條 本會の委員申請を直ちに審査並に採用を

第十四條 會長は大會外見の運営を

第十三條 本會の會計の監査を請う

第十二條 本會の会員の選舉を請う

第十八條 本會の事業報告並びに審議の結果を記載する報告書を提出

第十九條 本會の開催に於て出席委員三分の二以上の同意ある

第二十條 本會則は大正十三年五月二十五日より實施す

- 以上
- 第十六條 大會は毎年會長之を召集し事業の計畫會務、會計の報告並に役員の選舉を行ふ
但し必要に應じ臨時大會を開催することを得
- 第十七條 委員會は毎月開催し緊急事項を審議決定す
- 委員會の議長は會長之に任じ會長事故ある時は之を代理す
- 第十八條 本會の經費は贊助會員及正會員の會費並に寄附金其他雜收入を以て之れに充つ
- 第十九條 本會則は大會に於て出席委員三分の二以上の同意あるにあらざれば改正することを得ず
- 第二十條 本會則は大正十三年五月二十五日より實施す